

令和元年度

中津市決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

中津市監査委員



中 監 第 308 号
令和 2 年 8 月 21 日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

令和元年度中津市決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和元年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第1. 審 査 の 対 象	1
第2. 審 査 の 期 間	1
第3. 審 査 の 方 法	1
第4. 審 査 の 結 果	1
1. 算定対象会計	2
2. 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	4
(2) 連結実質赤字比率	5
(3) 実質公債費比率	6
(4) 将来負担比率	7
3. 資金不足比率	8
(1) 法適用企業	9
(2) 法非適用企業	9

凡 例

1. 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
2. 比率（％）は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
3. 「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
4. 増減率とは、本年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
5. 符号の用法は次のとおりである。
 (0、－) ……該当数値のないもの
 (△) ……負数又は減数

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

令和元年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月30日から令和2年8月21日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1. 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

区 分		会 計 名 等	各指標の対象範囲				
一 般 会 計 等	一般会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑	
	特別会計	ケーブルネットワーク事業特別会計					
公 営 事 業 会 計	特別会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	↑ 連結 実質 赤字 比率 ↓	↑ 実質 公債 費比 率 ↓	↑ 将来 負担 比率 ↓	↑ 資金 不足 比率 ↓	
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)					
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)					
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)					
		後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用					水道事業会計
							病院事業会計
							診療所事業会計(小児救急センター)
		法非適用					下水道事業会計(公共下水道事業)
							下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)
法非適用	農業集落排水事業特別会計						
	小規模集合排水事業特別会計						
	サイクリングターミナル事業特別会計						
一部事務組合 ・広域連合	大分県交通災害共済組合						
	大分県市町村会館管理組合						
	大分県後期高齢者医療広域連合						
地方公社 第三セクター等	中津市土地開発公社						

- ・資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。
- ・法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは、法適用以外の公営企業をいう。

2. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減	早期健全化 基 準
1. 実 質 赤 字 比 率	— (△5.18)	— (△5.93)	— (0.75)	12.20
2. 連結実質赤字比率	— (△32.11)	— (△32.89)	— (0.78)	17.20
3. 実質公債費比率	6.1	5.7	0.4	25.0
4. 将来負担比率	39.9	36.9	3.0	350.0

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でないため「—」で表示した。
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考値として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 6.1％で、前年度に比べ 0.4 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (25.0％) を下回っている。

将来負担比率は 39.9％で、前年度に比べ 3.0 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (350.0％) を下回っている。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \Delta 1,213,234 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 23,415,815 \text{ 千円}} \times 100 \\ &= \Delta 5.18 \quad (\text{参考比率}) \end{aligned}$$

[実質赤字比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率 (参考比率)	— (Δ5.18)	— (Δ5.93)	— (0.75)	12.20

実質収支額は 1,213,234 千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ Δ5.18% となり、前年度に比べ 0.75 ポイント悪化している。

[実質収支額]

(単位：千円、％)

区 分		令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等	一般会計	1,198,057	1,370,030	Δ171,973	Δ12.6
	特別 会計	15,177	14,230	947	6.7
合 計		1,213,234	1,384,260	Δ171,026	Δ12.4

実質収支額の 2 会計の合計は 1,213,234 千円で、前年度に比べ 171,026 千円 (12.4%) 減少している。これは主に、一般会計の実質収支額において、歳出総額の増加が歳入総額の増加を上回ったことにより 171,973 千円 (12.6%) 減少したことによるものである。

一般会計の歳入の増加は主に、公債費算入の減額及び合併算定替終了に伴う段階的縮減による普通交付税や国庫支出金(社会資本整備総合交付金等)の減があったものの、繰入金(財政調整基金、退職手当基金等)が増加したためで、歳出の増加は主に、扶助費(認定こども園等給付費等)や物件費(旧下毛第一清掃センター解体工事等)の大幅な増加によるものである。

[標準財政規模]

(単位：千円、％)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
標準税収入額等	12,707,530	12,231,853	475,677	3.9
普通交付税額	9,720,560	9,796,650	Δ76,090	Δ0.8
臨時財政対策債	987,725	1,278,590	Δ290,865	Δ22.7
合 計	23,415,815	23,307,093	108,722	0.5

標準財政規模は前年度に比べ 108,722 千円 (0.5%) 増加している。これは主に、臨時財政対策債が 290,865 千円 (22.7%) 減少したものの、標準税収入額等が 475,677 千円 (3.9%) 増加したことによるものである。

(2) 連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{全会計の実質赤字額 } \Delta 7,520,603 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 23,415,815 \text{ 千円}} \times 100 \\ &= \Delta 32.11 \quad (\text{参考比率}) \end{aligned}$$

[連結実質赤字比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	早期健全化基準
連結実質赤字比率 (参考比率)	— (△32.11)	— (△32.89)	— (0.78)	17.20

連結実質収支額等は 7,520,603 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。参考としての比率を求めたところ△32.11%となり、前年度に比べ0.78ポイント悪化している。

[連結実質収支額及び資金剰余額]

(単位：千円、％)

区 分		令和元年度	平成30年度	増減額	増減率	
一 般 会 計 等	一般会計	1,198,057	1,370,030	△171,973	△12.6	
	ケーブルネットワーク事業特別会計	15,177	14,230	947	6.7	
公 営 事 業 会 計	公 営 企 業 会 計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	614,475	602,602	11,873	2.0
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	557	1,322	△765	△57.9
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	61,365	147,180	△85,815	△58.3
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	2,031	7,730	△5,699	△73.7
		駐車場事業特別会計	0	133,438	△133,438	皆減
		後期高齢者医療特別会計	4,269	4,331	△62	△1.4
	公 営 事 業 会 計	水道事業会計	1,468,169	1,358,808	109,361	8.0
		病院事業会計	3,970,250	3,681,217	289,033	7.9
		診療所事業会計(小児救急センター)	14,615	11,186	3,429	30.7
		下水道事業会計(公共下水道事業)	151,125	301,829	△150,704	△49.9
		下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)	0	7,256	△7,256	皆減
		農業集落排水事業特別会計	20,447	26,299	△5,852	△22.3
		小規模集合排水事業特別会計	66	5	61	1,220.0
サイクリングターミナル事業特別会計	0	0	0	—		
合 計		7,520,603	7,667,463	△146,860	△1.9	

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ146,860千円(1.9%)減少している。これは主に、病院事業会計が新病棟増築工事の完了による減等により289,033千円(7.9%)増加したものの、一般会計が171,973千円(12.6%)、下水道事業会計(公共下水道事業)が150,704千円(49.9%)、駐車場事業特別会計の廃止により133,438千円(皆減)それぞれ実質収支額等が減少したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などの、公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合の過去3か年の平均値をいい、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{(\text{① } 5,201,367 + \text{② } 1,203,946) - (\text{③ } 564,654 + \text{④ } 4,589,737)}{\text{⑤ } 23,415,815 - \text{④ } 4,589,737} \times 100$$

(単位:千円)

$$= 6.64462$$

$$[\text{3か年平均値}] = \frac{\text{平成29年度 } 5.43052 + \text{平成30年度 } 6.30590 + \text{令和元年度 } 6.64462}{3} = 6.1$$

[実質公債費比率] (単位: %、ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	早期健全化基準
実質公債費比率(3か年平均)	6.1	5.7	0.4	25.0

本年度の実質公債費比率は6.1%で、0.4ポイント悪化したが、早期健全化基準(25.0%)は下回った数値となっている。算定の内訳は次のとおりである。

[実質公債費比率算定内訳] (単位: 千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
① 地方債の元利償還金	5,201,367	5,151,709	49,658	1.0
② 準元利償還金	1,203,946	1,228,190	△24,244	△2.0
③ 特定財源	564,654	606,406	△41,752	△6.9
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,589,737	4,593,428	△3,691	△0.1
⑤ 標準財政規模	23,415,815	23,307,093	108,722	0.5
分子合計 (①+②)-(③+④)	1,250,922	1,180,065	70,857	6.0
分母合計 (⑤-④)	18,826,078	18,713,665	112,413	0.6

実質公債費比率の上昇は、分子が70,857千円(6.0%)、分母が112,413千円(0.6%)それぞれ増加したが、分母より分子の増加率が高いことによるものである。

これは主に、分母の⑤標準財政規模が108,722千円(0.5%)増加したが、分子の①地方債の元利償還金が49,658千円(1.0%)増加したことに加え、公債費に充当可能な公営住宅使用料の減等により③特定財源が41,752千円(6.9%)減少したため、単年度で0.3ポイント、3か年平均で0.4ポイントの悪化となっている。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{\text{① } 60,405,603 - (\text{② } 8,451,071 + \text{③ } 5,652,962 + \text{④ } 38,781,764)}{\text{⑤ } 23,415,815 - \text{⑥ } 4,589,737} \times 100$$

(単位：千円)

= 39.9

[将来負担比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	39.9	36.9	3.0	350.0

将来負担比率は 39.9％で、前年度に比べ 3.0 ポイント悪化したが、早期健全化基準(350.0％)を下回った数値となっている。算定の内訳は次のとおりである。

[将来負担比率算定内訳]

(単位：千円、％)

項 目	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率	
① 将来負担額	一般会計等の地方債現在高	40,750,684	41,731,425	△980,741	△2.4
	債務負担行為に係る支出予定額	392,815	391,744	1,071	0.3
	公営企業等繰入見込額	13,676,608	14,067,354	△390,746	△2.8
	組合等負担見込額	0	0	0	-
	退職手当負担見込額	5,339,639	5,897,084	△557,445	△9.5
	設立法人の負債等負担見込額	245,857	245,471	386	0.2
	連結実質赤字額	0	0	0	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
計	60,405,603	62,333,078	△1,927,475	△3.1	
② 充当可能基金額	8,451,071	9,156,071	△705,000	△7.7	
③ 特定財源	5,652,962	5,731,177	△78,215	△1.4	
④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	38,781,764	40,531,917	△1,750,153	△4.3	
⑤ 標準財政規模	23,415,815	23,307,093	108,722	0.5	
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,589,737	4,593,428	△3,691	△0.1	
分子合計 ①-(②+③+④)	7,519,806	6,913,913	605,893	8.8	
分母合計 ⑤-⑥	18,826,078	18,713,665	112,413	0.6	

将来負担比率の増加は、分子が 605,893 千円(8.8％)、分母が 112,413 千円(0.6％)それぞれ増加し、分母より分子の増加が大きくなったためである。

分子の増加については主に、①将来負担額が一般会計等の地方債現在高や退職手当負担見込額の減等により 1,927,475 千円(3.1％)減少したものの、分子の控除額である④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が交付税算入率の高い地方債現在高の減により 1,750,153 千円(4.3％)減少したことによるものである。

3. 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	経営健全化 基 準
(1) 水 道 事 業 会 計	— (△113.9)	— (△106.0)	— (△7.9)	20.0
(2) 病 院 事 業 会 計	— (△54.1)	— (△55.0)	— (0.9)	
(3) 診 療 所 事 業 会 計 (小 児 救 急 セ ン タ ー)	— (△26.8)	— (△22.3)	— (△4.5)	
(4) 下 水 道 事 業 会 計 (公 共 下 水 道 事 業)	— (△25.6)	— (△58.5)	— (32.9)	
(5) 下 水 道 事 業 会 計 (特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業)	— (0.0)	— (△16.3)	— (16.3)	
(6) 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	— (△30.2)	— (△39.0)	— (8.8)	
(7) 小 規 模 集 合 排 水 事 業 特 別 会 計	— (△4.5)	— (△0.3)	— (△4.2)	
(8) サ イ ク リ ン グ タ ー ミ ナ ル 事 業 特 別 会 計	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	

備考：資金不足比率については、該当数値がないため「—」で表示した。
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

いずれの会計も資金不足比率については、該当の数値はない。

なお、参考としての比率を求めたところ、前年度に比べ改善したものは、水道事業会計が7.9ポイント、診療所事業会計(小児救急センター)が4.5ポイント、小規模集合排水事業特別会計が4.2ポイントで、悪化したものは、下水道事業特別会計(公共下水道事業)が32.9ポイント、下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道事業)が16.3ポイント、農業集落排水事業特別会計が8.8ポイントで、病院事業会計が0.9ポイントである。

比率は次の算式による。

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}}$$

(1) 法適用企業

法適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	A 負債等 (注1)	B 算 入 地方債 (注2)	C 資 産 等 (注3)	D 解消可能 資金不足 額 (注4)	資 金 不足額 (A+B-C-D)	事業規模
水 道 事 業 会 計	253,559	0	1,721,728	0	△1,468,169	1,288,325
病 院 事 業 会 計	648,240	0	4,618,490	0	△3,970,250	7,326,642
診 療 所 事 業 会 計 (小児救急センター)	14,079	0	28,694	0	△14,615	54,514
下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業)	253,146	0	404,271	0	△151,125	589,450
下 水 道 事 業 会 計 (特定環境保全公共下水道事業)	20,422	0	15,975	40,415	0	48,701

注1:負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)

注2:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

注3:資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

注4:A+B-C>0であれば算入。ただし、この場合において、A+B-C-D<0となるときはA+B-C-D=0とする。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	A 歳出額	B 算 入 地方債 (注1)	C 歳入額	D 翌年度 へ繰り 越すべ き財源	資 金 不足額 (A+B-(C-D))	事業規模
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	301,803	0	322,250	0	△20,447	67,616
小 規 模 集 合 排 水 事 業 特 別 会 計	1,541	0	1,607	0	△66	1,449
サイクリングターミナル 事 業 特 別 会 計	10,150	0	10,150	0	0	5,849

注1:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高